

# 平成31年度利用申込みの手引き

## 1 認可保育園等

⇒ **ご案内**の p.19「Q1」

保育園とは、保護者の就労や病気等のため、保育を必要とするお子さんを保護者に代わって保育する児童福祉施設です。認可保育園とは、国の定めた設置基準を満たして、都道府県知事等に認可された保育園をいいます。

### 保育園

公立…柏市が直接運営する施設  
私立…法人等が運営する施設

### 認定こども園

教育・保育を一体的に行う、幼稚園と保育園の両方の良さを併せ持つ施設

### 小規模認可保育

2歳児までの少人数の施設。3歳児以降、希望があれば幼稚園、こども園等の連携施設があります。

### 事業所内保育事業(地域枠)

事業所の従業員のお子さんに加え、地域の方にも保育を提供する施設

保育時間 ⇒ **ご案内**の p.13～14

※「**保育標準時間**」と「**保育短時間**」⇒ **ご案内**の p.1

平成31年度のクラス(保育年齢)設定 ⇒ **ご案内**の p.13

保育年齢は、平成31年4月1日現在の満年齢で決定されます。誕生日を迎えても、年度内は引き続き同じクラスです。

確認

平成31年4月1日現在 歳

## 2 「支給認定」って?

⇒ **ご案内**の p.1～2

認可保育園等での保育を希望する場合、保育が必要であると認められることが要件です。保育を必要とすることの認定を**支給認定**といいます。保育時間は支給認定の内容により、標準時間または短時間となります。

支給認定の有効期限 ⇒ **ご案内**の p.2

保育の必要事由によって、異なります。

育児休業を取得中の場合 ⇒ **ご案内**の p.20「Q9」

入園が内定した場合、入園月中の復職が要件です。

ただし、既に入園しているお子さんについては、その保護者が下のお子さんの育児休業を取得し、その間も保育園等の利用が必要と認められる場合、継続して利用できます。



申請内容に変更があった場合

その変更が生じてから**2週間以内**に、届け出てください。

提出書類 子どものための教育・保育支給認定変更申請書(兼変更届)、添付書類(変更届の裏面を確認)

提出場所 入園後 ⇒ 通っている園または保育運営課へ

入園前 ⇒ 保育運営課へ

【例】転職(退職)した、同居世帯員の増減、市内で転居した、妊娠(出産)した

### 3 申込みスケジュール, 方法

申込みから入園までの流れについては、[ご案内](#)の p.3～4を参照してください。

申請書類等の配布場所	●保育運営課(市役所 別館3階), 窓口サービス課(沼南庁舎1階), 柏市内公立保育園 ●柏市ホームページ ⇨ 「はぐはぐ柏」内の「認可保育園」からダウンロード
申込みのスケジュール・結果回答日	⇨ <a href="#">ご案内</a> の表紙 申込締切日必着(ただし, 4月1日分入園希望の場合のみ, 消印有効)。 提出書類等に不備があり, 申込みを受け付けられない場合もありますので, なるべく <u>締切日の2週間前</u> までに提出してください。
申込み方法	原則, 郵送で提出(認定こども園を第1希望の場合は, 各こども園へ持参)⇨ <a href="#">ご案内</a> の p.6 申込みに関する諸注意 ⇨ <a href="#">ご案内</a> の p.7～8 ※市内外にまたがる申込みの場合 ⇨ <a href="#">ご案内</a> の p.22

#### 認定こども園を希望する場合

認定こども園の運営上の重要事項(保育料以外にかかる費用等)について, 必ず申込みの前に, 各認定こども園から説明を受けてください。

### 4 提出書類

⇨ [ご案内](#)の p.5

次の①～⑥の書類を提出してください。④の書類は, 父母それぞれの事由につき必要です。

①	子どものための教育・保育給付支給認定申請書 保育園等利用申込書 ★	「保育を必要とすることの申請」と「認可保育園等の入園申込み」を同時に行っていただく書類です。
②	子どものための教育・保育給付支給認定申請書 兼調査書 ★	「申込書」と「調査書」は, 児童1人につき, 1枚必要です。
③	申請書類確認票	※申請書類を受付後, 申請書類確認票の写しを保育運営課から返信します。
	申請書類確認票の返信用封筒	
	82円切手	
④	保育を必要とする事由がわかる書類 ★	【例】保護者(父, 母)が就労している場合 父と母の就労証明書をそれぞれの勤務先が記入
⑤	該当する場合に提出する書類	※いずれも様式の定めはありません。
	申込み児童の在園証明書	認可外保育施設を月極めで利用中の場合
	申込み児童の兄弟姉妹の在園証明書	幼稚園または障害児通園施設等を利用中の場合
	戸籍謄本(親権者の確認) または離婚届受理証明書(親権者の確認) ★	ひとり親世帯, 両親ともに不在の場合
	別居の親権者の保育園申込みに対する同意 ★	離婚調停中で別居の場合, 申立書等に同意の旨を記入
	障害者手帳等の写し	障害のある方が同居している場合
	在留カードの写し(表面, 裏面) ★	外国籍の方の場合
	保育士証等の写し	市内の認可保育園等に勤務する場合
⑥	申立書(提出は任意)	※入園審査の際に, 参考とさせていただく場合があります。

★印のついた書類については, 提出がないと, 申込み自体を受け付けられません。

## 5 利用調整(入園審査)

入園または転園については、**保育の必要度**を利用調整基準表に沿って点数化し、その点数の高い順に決定します。ただし、認定こども園については、第1希望の方を優先します。

平成31年度柏市保育園等利用調整基準表	⇒ <b>ご案内</b> の p.16~18
保育の必要度	父の基準点数 + 母の基準点数 + 調整点数
保育の必要度が同点の場合	⇒ <b>ご案内</b> の p.16

入園保留の場合、「支給認定の有効期間」または「平成32年3月分まで」のどちらか短い期間まで、利用調整を継続します。

### 【保育の必要度の例】

①父:月160時間以上の就労,母:月160時間以上の就労(育休からの復職)の場合

保育の必要度 = 父:30点(1) + 母:30点(1) + 5点(コ) = 65点

②ひとり親家庭(離婚),月160時間以上の就労(育休からの復職)の場合

保育の必要度 = 親:30点(1) + 40点(ア,エ) + 5点(コ) = 75点

※婚姻関係にない方でも同居している場合、**ひとり親家庭**とはみなされません。

### 【利用調整の例】

保育園	定員(空き)	子ども	保育の必要度	第1希望	第2希望
認定こども園A	1	イ	67点	保育園B	保育園C
保育園B	1	ロ	65点	保育園B	認定こども園A
保育園C	1	ハ	60点	認定こども園A	

認定こども園は第1希望優先のため「ハ」が認定こども園Aに、「イ」が保育園Bに入園内定、「ロ」は希望する園に空きがなく入園保留となります。

柏市へ転入予定の方について ⇒ **ご案内**の p.22

入園希望月の前月末までに転入する予定の方については、柏市民と同等として利用調整を行います。

※柏市民の方を優先としているため、転入予定がない方の入園の可能性は、施設の空き状況に関わらず極めて低い状況です。

## 6 兄弟姉妹で同時に入園申込み ⇒ **ご案内**の p.8

兄弟姉妹で2人以上の申込みの場合は、「兄弟姉妹同時申込みの場合」欄の該当する記号を必ず選択してください(BとCは同時選択可能)。選択がない場合は「A」を選択したものとみなします。

A	同時に同じ認可保育園等を希望し、別々の園になることは希望しない
B	別々の認可保育園等になってもいいので、同時に入園を希望する
C	Aの条件で入園保留の場合、1人だけの入園でもいいが、別々の園になることは希望しない
BかつC	Aの条件で入園保留の場合、1人だけの入園でも、別々の園でもいいので入園を希望する

## 7 保育料

認可保育園等の保育料は、いずれの施設でも、父母の市民税所得割額の合計に基づき、同じ保育料額表で決定します。⇒ ご案内の p.10

利用月	保育料算定の基礎	市民税が課税される自治体
平成31年4月～8月	平成30年度市民税	平成30年1月1日に住民票のあったところ
平成31年9月～平成32年8月	平成31年度市民税	平成31年1月1日に住民票のあったところ



保育料算定の例外



⇒ ご案内の p.9

①父母の市民税所得割が <u>0円</u>	同居する祖父母等のうち、市民税所得割額が最も高い方の分も合算
②父母は離婚しているが、 <u>同居</u>	父母の市民税所得割額の合計で算定
③婚姻関係にない方と <u>同居</u>	同居の方は、保育料算定の対象
④祖父母等が保護者となる場合	保護者となる祖父母等の市民税所得割額も合算

### 保育料以外の費用について

保育料のほか、延長保育の利用料や、各園で用意するおやつや帽子代の実費等、別途お支払いいただく場合があります。また、認定こども園ではさらに別途かかる費用(入園金・制服代等)がありますので、必ず事前に各施設へ直接お問い合わせください。

### 延長保育料について

公立保育園 ⇒ ご案内の p.13

公立保育園以外の施設については、各施設へお問い合わせください。

## 8 その他

① **児童の健康状態について(申込みの際し、面談が必要な場合あり)** ⇒ ご案内の p.7

② **保育園利用について** ⇒ ご案内の p.21

③ **求職活動中、就労予定の場合**

● 就労証明書の証明日が、雇用期間(就労開始日)より前の場合、**求職活動中(就労予定)**の認定となります。

【例】 就労証明書の証明日: 3月1日、雇用期間の開始日(就労開始日): 4月1日

就労開始後に、就労証明書の提出が必要。提出がなければ、求職活動中の認定のまま。

● 求職活動中及び就労予定の場合、支給認定期間は3か月間となり、入園が保留になった場合の利用調整もその3か月間分のみです。その後は再度の申請が必要です。

【例】 4月1日入園の申込み、認定は求職活動中の場合

6月分まで利用調整は継続。入園保留の場合、7月1日分の締切日(6月5日)までに再度申請が必要。